

明和町齋王イラスト使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明和町齋王イラスト（以下「イラスト」という。）を、一般に使用させることにより、幅広く明和町並びに齋王及び齋宮のPRを図り、もって町の観光振興などに寄与することを目的とする。

(イラストの図案)

第2条 イラストの図案は、別に定めるとおりとする。

2 別に定めるイラストの図案を改変することはできない。

(イラストの権利)

第3条 著作者によるイラスト利用の許諾により、当要綱に基づき町長がイラスト使用の許可をする者（以下「使用者」という。）が利用することができる。

(使用許可申請)

第4条 イラストを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長の許可を得なければならない。

2 前項に規定する町長の許可を得ようとするときは、申請者は、明和町齋王イラスト使用許可申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(使用許可基準)

第5条 町長は、前条第2項に規定する申請があった場合において、次に掲げる基準により審査を行い、基準を満たすものについて許可するものとする。

(1) 明和町並びに齋王及び齋宮をPRするものであること。

(2) 当該使用許可に係る物件（以下「使用物件」という。）の複写及び販売に類する行為は行なわないこと。

(3) 明和町並びに齋王及び齋宮のイメージを損なわないこと。

(4) その他、明和町が適当と認めるもの。

(5) 詳細については、別に定める。

(申請者への通知)

第6条 町長は、イラストの使用を許可したときは、明和町齋王イラスト使用許可書（様式第2号）を申請者に通知し、使用を許可しなかったときは、明和町齋王イラスト使用不許可通知書（様式第3号）に不許可理由を記載し、申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第7条 イラストの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用物件について、原則として町の「明和町使用許可済」のスタンプ押印されたものに限り、使用すること。

(2) 第5条各号の基準の範囲を逸脱しないこと。

(3) イラストを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(許可内容の変更等)

第8条 使用者は、第5条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、明和町齋王イラスト使用変更許可申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を得なければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、変更を許可することが適当と認めるときは、明和町齋王イラスト使用変更許可書(様式第5号)により通知し、変更を許可しなかったときは、明和町齋王イラスト使用変更不許可通知書(様式第6号)により通知する。

3 第5条の規定は、第1項の場合に準用する。

(使用許可の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すものとし、使用者に明和町齋王イラスト使用許可取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(1) 使用者が第5条各号の基準に違反したとき。

(2) 使用許可又は使用変更許可に係る内容に虚偽があったとき。

(3) 第7条の規定に違反することとなったとき。

(4) その他、町長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、使用物件をいかなる場合にあっても使用してはならない。

3 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号にいずれかに該当した者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。